

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	業者番号
株式会社 織田興業	埼玉県八潮市中央1-3-13	1-005511
佐藤建設工業 株式会社	埼玉県草加市高砂2-10-18	3-904008
須合建設 株式会社	埼玉県三郷市三郷1-23-8	3-904141
株式会社 潮	埼玉県八潮市中馬場28	3-902424

2. 指名停止措置期間

～ の者 平成20年11月28日 ～ 平成21年 5月27日(6ヶ月)
 の者 平成20年11月28日 ～ 平成21年 8月27日(9ヶ月)

3. 指名停止措置の適用範囲 茨城県が発注する建設工事

4. 事実概要

埼玉県越谷県土整備事務所が平成19年11月に実施した側溝整備工事の入札について、平成20年10月10日に(株)織田興業及び佐藤建設工業(株)の使用人が競売入札妨害(談合)罪で逮捕され、また同年10月24日には(株)潮の役員及び須合建設(株)の使用人が同罪で起訴された。

5. 指名停止理由

役員又は使用人が競売入札妨害(談合)罪の容疑により逮捕又は起訴されたことは、「茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領」(平成6年7月14日付け監第692号。以下「指名停止等措置要領」という。)別表第2(談合及び競売入札妨害)の第9号に該当する。

< 指名停止等措置要領別表第2 >

措 置 要 件	期 間
(談合及び競売入札妨害) 9 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が談合及び競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 6ヶ月以上12ヶ月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城県土木部監理課建設業担当

茨城県水戸市笠原町978-6

電話 029-301-4334(ダイヤルイン)